

# 特別区民税・都民税・森林環境税「納税通知書兼変更（決定）通知書」のご案内

08

いつも区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。このたび、特別区民税・都民税・森林環境税が新規に決定された方、税額が変更になった方および納付方法が変更になった方に、「納税通知書兼変更（決定）通知書」をお送りします。

## 1. 住民税のあらまし

### （1）住民税とは

住民税には、特別区民税（市町村民税）と都民税（道府県民税）があり、これらを合わせて区（市町村）で課税し、納めていただきます。東京23区は「特別区」のため、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。

### （2）均等割と所得割

特別区民税と都民税には、「均等割」と「所得割」があります。  
○均等割…前年中に一定額以上の合計所得金額がある場合、一律に課税されます。  
○所得割…前年中の所得に応じて計算された税額です。

### （3）森林環境税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。森林環境税は令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税ですが、住民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収され、森林環境譲与税として各自治体に譲与されます。

### （4）世田谷区で課税される方

特別区民税・都民税・森林環境税は当該相当年度の1月1日現在（令和8年度の場合は令和8年1月1日）に  
①世田谷区内に住所（生活の本拠をいう。民法第22条）を有する個人に対しては、均等割、所得割及び森林環境税が課税されます。  
②世田谷区内に事務所、事業所を有する個人で、世田谷区内に住所を有しない方に対しては、均等割が課税されます。

次の方は課税されません（以下の金額は、令和7年度の場合です）。  
①当該相当年度の1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方  
②当該相当年度の1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年の合計所得が135万円以下の場合  
③前年の合計所得金額が[35万円×（扶養親族等の数+1）+10万円+21万円]以下の方  
④前年の総所得金額が[35万円×（扶養親族等の数+1）+10万円+32万円]以下の方は、所得割が課税されません。  
※③、④について、扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます。また、扶養親族がいない場合は、上記計算式で③の場合は21万円を、④の場合は32万円を加算しません。

## 2. 令和8年度住民税の主な改正点

- （1）給与所得控除の見直し
  - （2）各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ
  - （3）大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設
- ☆改正点の詳細やその後の改正点については、[区のホームページ](#)をご確認ください。



## 3. 通知をお送りする方について

今回の納税通知書は以下の①②のいずれかに該当する方にお送りしています。

	区分	納税通知書上の見分け方
①今回初めて通知をお送りする方	決定	年税額等の項目に「新規」が印字されています。
②既にお送りしている内容に変更があった方	変更	年税額等の項目に「変更前」「変更後」が印字されています。

※②に該当する方は、次頁の「4. 納付について」の（2）をご覧ください。  
※今回お送りする納税通知書の課税対象の年度、通知書の見分け方については、[5～8頁](#)をご覧ください。

## 4. 納付について

以下をお読みのうえ、ご不明な点がございましたら納税課までお問い合わせください。  
なお納期限が過ぎてから納付されますと、延滞金がかかる場合がありますので、納期限内にご納付ください。

### （1）該当年度の納税通知書が初めて届いた方

同封の納付書で納めてください。

### （2）既に納税通知書が届いていて、今回変更があった方

まだ納付していない場合

- ・納期限が未到来であり、税額に変更があった期別分については、今回お送りした納付書で納めてください。（すでにお送りしている納付書は破棄してください。）
- ・税額に変更がない期別分は、納付書を同封していませんので、すでにお送りしている納付書で納めてください。
- ・納期限を過ぎている期別分については、納付書を同封していません。**変更後の金額の納付書**をお送りしますので、お手数ですが納税課までご連絡ください。

すでに納付している場合

- ・増額になった場合は、同封の納付書で増額分を納めてください。  
※実際に納付された日から区で納付の確認ができるまで10日程度かかります。  
納付済額を含んだ納付書が同封されている場合は、納付済額を差し引いた納付書を改めてお送りしますので、お手数ですが納税課までご連絡ください。
- ・減額になった場合は、後日、納税課より還付（充当）通知書をお送りします。

### （3）口座振替で納めていただいている方

口座振替で納めていただいている方には、納付書を同封しておりません。ご登録の口座は「口座情報」欄をご参照ください。

### （4）公的年金からの特別徴収が変更になった方

6月に公的年金からの特別徴収による納付の通知をお送りしている方は、3頁の9をご覧ください。

## 5. キャッシュレス決済での納付について

### （1）地方税お支払サイトから納付

※令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定

以下の二次元コードから地方税お支払サイトにアクセスし、手続きを進めてください。  
納付書表面のeL-QRを読み取り、または納付書表面のeL番号を入力し、案内に沿って納付してください。



Pay-easy（ペイジー）で使用する番号は、地方税お支払サイトからメールで発行されます。

### （2）スマートフォン決済アプリで納付書表面のeL-QRを読み取って納付

使用できるアプリは、右上の二次元コードから確認してください。

### ご注意ください

- キャッシュレス決済では領収証書が発行されません。
- 納付上限額、決済手数料は使用するアプリや支払い方法によります。
- 指定期限を過ぎてしまうと納付できない場合があります。

※現金での納付も可能です。  
世田谷区のホームページには、すべての納付方法の詳細を掲載しています。  
右の二次元コードからご確認ください。



## 6. 納期

普通徴収の納期は、6月、8月、10月及び翌年の1月です。各納期の月末が納期限となります。

## 7. 納期限までに納付されなかった場合の措置

（1）この税金を納期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額（1,000円未満の端数は切り捨て）に年14.6%を上限として延滞金特例基準割合※に年9.1%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1箇月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年2.8%の割合を加算した割合）で計算した金額（100円未満の端数は切り捨て）に相当する延滞金が加算されます。ただし、税額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。  
（2）納期限までにこの税金を完納しないため督促状を受け、かつその督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には財産等の調査・処分を行う場合があります。  
※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

## 8. 徴収の猶予または減免申請について

徴収の猶予または減免を受けようとする方は世田谷区長に申請書を提出しなければなりません。減免申請書は納期限までに提出してください。  
詳細については、納税課へお問い合わせください。

## 9. 公的年金からの特別徴収が変更になった方

### （1）特別徴収の金額が変更になった方

住民税の年税額が変更になった方で特別徴収の金額変更で対応できる場合は、10月、12月、2月の特別徴収金額を変更しています。年税額が変更になったことにより、令和8年4月、6月、8月の仮徴収金額も変更になります。金額変更ができなかった場合は、特別徴収を中止しています。

### （2）特別徴収が中止となった方

様々な理由により、公的年金からの特別徴収決定後、特別徴収の継続ができなくなった場合は、年金からの特別徴収を中止します。  
中止理由の事例・・・6頁③の変更事由欄をご覧ください。

**所得控除の追加により、納付する金額より減額が大きくなった場合  
年金が支給停止になった場合 等**

特別徴収中止後は、今回お送りした納付書で納めてください。  
還付となる場合は、後日納税課より過誤納金還付（充当）通知書をお送りします。

◎**ご注意ください**  
公的年金からの特別徴収が中止されるまでには、区から年金保険者（日本年金機構等）へ情報提供してから3～4ヵ月かかります。そのため、今回の通知で減額となった方でも次回の年金から変更前の税額が特別徴収されることがあります。  
その場合には、後日納税課より過誤納金還付（充当）通知書をお送りします。

### （3）世田谷区から転出された方

年金からの特別徴収が行われる期間が転出日より異なります。下表をご参照ください。

世田谷区からの転出日	年金からの特別徴収が継続する期間
令和8年4月1日から令和9年1月1日まで	令和9年2月まで
令和9年1月2日から令和9年3月31日まで	令和9年8月まで
令和9年4月1日以降	令和10年2月まで

## 10. 確定申告書を提出された方へ

確定申告書の第二表に、「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税・事業税に関する事項」があります（下図1、下図2参照）。この欄に記入が無いと以下に該当する方でも、当該事項が住民税に反映されていないことがあります。記入が漏れてしまった場合は、課税課へご連絡ください。

＜図1＞確定申告書 第二表「配偶者や親族に関する事項」

氏名	性別	年齢	職業	所得	所得控除	配偶者	親族	その他

＜図2＞確定申告書 第二表「住民税・事業税に関する事項」

区分	所得	所得控除	住民税	事業税	その他

- 同一生計配偶者がいる方
- 16歳未満の被扶養者がいる方
- 寄附金税額控除を適用する方
- 配当割、株式譲渡所得割額控除を適用する方
- 住民税の徴収方法を選択したい方 等

## 11. 寄附金税額控除について

ふるさと納税等の寄附をされた方は、寄附金税額控除が受けられます。寄附先により受けられる寄附金税額控除の金額が変わりますので、詳細は6～8頁の力、キの「税額控除」欄をご覧ください。

### （1）ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額は、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。

### （2）確定申告をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、所得税で軽減された金額と特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額を合算した金額が、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。確定申告をされた方であっても、第二表の住民税・事業税に関する事項の寄附金税額控除欄（図2参照）に記入がないと住民税での控除ができません。  
確定申告で寄附金控除の申告をされ、住民税が控除されていない方は課税課にご連絡ください。

◎**世田谷区への「ふるさと納税」**  
世田谷区民の方も世田谷区に「ふるさと納税」をすることができます。  
詳細は区のホームページの「区へのふるさと納税のご案内」からご確認ください。



## 12. お問い合わせ先

☆多く寄せられる質問等については、世田谷区のホームページに掲載しています。  
AIチャットボットもご利用いただけます。  
※英文の説明書をご希望の場合は、[ご連絡ください](#)。 We will send English explanation on your demand.



お住まいの地域	課税課全係共通 FAX 03(5432)3037		
	課税第1係 TEL 03(5432)2169	課税第2係 TEL 03(5432)2174	課税第3係 TEL 03(5432)2184
池尻（1～3丁目、4丁目1～32番）、上馬、経堂、駒沢（1～2丁目）、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻（4丁目33～39番）、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北鳥山、給田、駒沢（3～5丁目）、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南鳥山、用賀	

②期限内納付が難しい方は・・・世田谷区役所 納税課 納税相談係 TEL 03(5432)2208 納税課全係共通FAX 03(5432)3012  
③口座振替については・・・世田谷区役所 納税課 収納・税証明係 TEL 03(5432)2197

◎**電子版区税ガイドブック**  
区では、予算の使われ方や、住民税に関する詳細な解説や計算方法を掲載したガイドブックを作成しています。右の二次元コードや区のホームページからご確認ください。



振り込め詐欺にご注意を！  
区役所職員が「税金」「医療費」「保険料」などの還付手続きのためにATMの操作やレターパックの利用を求めることはありません。不審に感じたら、家族や警察に相談しましょう。

